

平成29年度 業務・産業用燃料電池システム導入支援事業
 応募要領 新旧対照表

新（2次募集）	旧
<p>1. ～4. (2) (略)</p> <p>4. (3) 事業期間 補助事業の期間は、単年度事業とします。 <u>ただし、事業の工程上、単年度では事業完了が困難であり、かつ全事業期間の事業費及び年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画が提出された場合に限り、複数年度にわたる事業(複数年度事業)として、申請を認めます。詳細は「11. 複数年度事業の取扱い」を参照ください。</u></p>	<p>1. ～4. (2) (略)</p> <p>4. (3) 事業期間 補助事業の期間は、単年度事業とします。<u>補助事業者は、平成30年2月28日までに補助事業を完了しなければなりません。</u></p>
<p>4. (4) ～5. (1) (略)</p>	<p>4. (4) ～5. (1) (略)</p>
<p>5. (2) 補助金上限額</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者が申請できる補助金の額は、定格発電出力^{*1}1kWあたり45万円、かつ燃料電池ユニット1台あたり8,335万円を上限とします。 <p>※1 発電出力とは、燃料電池ユニットから出力されるAC電力(kW)（ただし、DC電力のまま最終消費される場合はDC電力(kW)）をいう。 定格発電出力とは、定格運転中の発電出力であって、燃料電池ユニットメーカーの発行する仕様書・カタログ等で確認できる値をいう。 発電出力の定義において、燃料電池ユニットの外に補機（例：ガス圧縮機）を設置する場合、補機の</p>	<p>5. (2) 補助金上限額</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者が申請できる補助金の額は、定格発電出力^{*1}1kWあたり45万円、かつ燃料電池ユニット1台あたり8,335万円を上限とします。 <p>※1 発電出力とは、燃料電池ユニットから出力されるAC電力(kW)（ただし、DC電力のまま最終消費される場合はDC電力(kW)）をいう。 定格発電出力とは、定格運転中の発電出力であって、燃料電池ユニットメーカーの発行する仕様書・カタログ等で確認できる値をいう。 発電出力の定義において、燃料電池ユニットの外に補機（例：ガス圧縮機）を設置する場合、補機の</p>

消費電力は発電出力から控除する必要はない。

※ 複数年度事業の場合は、「11. 複数年度事業の取扱い」を参照ください。

5. (3) ~ 7. (略)

8. (1) 募集期間

平成29年7月26日(水) ~ 8月17日(木) 17:00必着

9. ~ 10 (略)

11. 複数年度事業の取扱い

(1) 補助金上限額

① 複数年度事業であっても補助金の額は、1事業あたり定格発電出力1kWあたり45万円、かつ燃料電池ユニット1台あたり8,335万円を上限とします。

(2) 申請、交付形態

① 複数年度事業であって、その初年度分のみについて、補助金を申請することを妨げるものではありません。ただし、補助金を申請できる複数年度事業の事業期間は、最大で2年とします。

② 初年度の交付決定は、決して次年度の補助を保障するものではありません。

③ 複数年度事業については、コストオン契約はできません。

④ 補助金により導入された設備等(設計図書含む)は燃料電池ユニット設備

消費電力は発電出力から控除する必要はない。

5. (3) ~ 7. (略)

8. (1) 募集期間

平成29年6月12日(月) ~ 7月20日(木) 17:00必着

9. ~ 10 (略)

の導入後に使用開始されるものとし、その処分制限期間は事業完了の翌年度から6年間とします。

(3) 見積・発注

① 設計・設備購入・工事等の見積書は、年度毎の実施内容及び経費の費目ごとの金額が確認できる形態とする必要があります。各年度に補助対象経費が発生し、各年度の出来高予定を明確にし、出来高に応じた支払いを完了してください。

② 各年度の補助対象経費については、各年度の補助事業の完了時点で、各費用の金額に応じた設計図書、対象設備、対象工事等の出来高があることが必要となります。

③ 複数年度事業についても、原則として次年度の事業は次年度の交付決定日以降に発注してください。(初年度一括発注を行う場合は、次年度において次年度の事業開始日が分かるように、発注書もしくは発注書に代わる書面を作成するようにしてください。)

(4) 事業実施の注意事項

① 初年度の事業完了日から次年度の交付決定日までの事業(工事等)は補助対象外です。

② 次年度において、当該補助金申請が採択されない場合でも、補助事業としては完了させる必要があります。

(5) 事業の見直し

① 複数年度事業において、途中で事業を中止した場合や補助対象システム

の要件および実施計画書(別紙2参照)2(1)事業の実施方法に記載した内容を満足できなくなった場合には、原則として既に交付した補助金相当額の納付が必要となります。

② 複数年度事業において、初年度の事業内容に変更はないものの、次年度の事業内容を変更する必要がある場合(次年度、補助金申請しない場合も含む)は、事業内容の全体を把握するため、そのことが明らかになった時点で、その内容及び理由等を協会の担当者まで文書でお知らせください。(特に様式の指定はありません。)

1.2. 補助事業申請に係る提出書類

1.3. 申請書類の提出方法及び申請先

以下略

1.1. 補助事業申請に係る提出書類

1.2. 申請書類の提出方法及び申請先

以下略